



山形県公報

平成23年3月1日(火)
第2223号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○公共測量の実施の通知……………(用地課)…159

### 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

○漁業法による火光を利用した遊漁に係る光力の制限……………160

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課)…162
- 平成23年度前期技能検定の実施……………(雇用対策課)…同
- 平成23年度随時実施技能検定の実施……………(同)…166
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課)…167
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課)…168
- 一般競争入札の公告……………(公安委員会)…169
- 同……………(同)…170
- 同……………(同)…171
- 同……………(同)…172
- 同……………(同)…173
- 同……………(同)…174

## 告 示

### 山形県告示第127号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域から上市市金瓶地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成23年2月21日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(4級基準点測量)

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の海域における水産資源の保護及び漁場の秩序ある利用を図るため、次のとおり指示する。

平成23年3月1日

山形海区漁業調整委員会

会 長 齋 藤 辰 男

#### 1 火光を利用した遊漁に係る光力制限

(1) 次の表の左欄に掲げる海域において、一の船舶が火光を利用して遊漁を行う際に集魚灯として使用することができる光源の種類及び個数は同表の中欄に掲げるとおりとし、一の船舶の集魚灯の消費電力合計の最高限度は同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 海 域                                                                                                                                                                                 | 使用することができる光源                 |                                            | 集魚灯の消費電力<br>合計の最高限度 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|---------------------|
|                                                                                                                                                                                     | 種 類                          | 個 数                                        |                     |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第1号）                                                                                                                                                           | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個（消費電力が3キロワット以内のものに限る。）<br>船上使用 3個以内 | 10キロワット             |
| 山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域                                                                                                                                     | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |
| 山形県と秋田県の境に設置した漁場基点（以下「基点第1号」という。）から真方位292度の線及び酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（以下「基点第3号」という。）から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートル以内の海域から山形県海面共同漁業権漁場区域（免許番号海共第2号）及び酒田港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域を除いた海域 | 白熱灯又は放電灯                     | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内                       | 10キロワット             |
| 基点第3号、基点第3号から真方位294度43分5,000メートルの点（以下「アの点」という。）、旧鶴岡市と旧西田川郡温海町との境に設置した漁場基点（以下「基点第4号」という。）から真方位295度45分5,000メートルの点（以下「イの点」という。）及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域                 | 白熱灯又は放電灯<br>（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                                       | 10キロワット             |

|                                                                                                                                                                         |                          |                      |                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------------------------|
| アの点、基点第3号から真方位294度43分6,500メートルの点（以下「ウの点」という。）、基点第4号から真方位295度45分6,500メートルの点（以下「エの点」という。）、イの点及びアの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域                                                 | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                 | 1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット |
| 基点第3号から真方位294度43分の線と基点第4号から真方位295度45分の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第3号、ウの点、エの点及び基点第4号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域                                       | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 制限なし                 | 30キロワット                                |
| 基点第4号、イの点、山形県と新潟県の境に設置した漁場基点（以下「基点第5号」という。）から磁針方位西北西5,000メートルの点（以下「オの点」という。）及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域から山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域を除いた海域 | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 10キロワット                                |
| イの点、エの点、基点第5号から磁針方位西北西6,500メートルの点（以下「カの点」という。）、オの点及びイの点の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた海域                                                                                          | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 1月から6月までの間は10キロワット、7月から12月までの間は30キロワット |
| 基点第4号から真方位295度45分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートル以内の海域から基点第4号、エの点、カの点及び基点第5号の各点を順次直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域を除いた海域                                          | 白熱灯又は放電灯（メタルハライドランプを除く。） | 水中使用 1個<br>船上使用 3個以内 | 30キロワット                                |
| 基点第1号から真方位292度の線と基点第3号から真方位294度43分の線との間における最大高潮時海岸線から6,000メートルより沖合の海域及び基点第3号から真方位294度43分の線と基点第5号から磁針方位西北西の線の間における最大高潮時海岸線から7,400メートルより沖合の海域                             | 白熱灯又は放電灯                 | 制限なし                 | 30キロワット                                |

(2) 山形県共同漁業権漁場区域（免許番号海共第4号）及び鼠ヶ関港に係る山形県共同漁業権消滅区域では、火光を利用した遊漁を行ってはならない。

## 2 制限期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成23年2月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人アクションパーク米沢
  - (2) 代表者の氏名  
寒河江 洋介
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市大字花沢3041番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、アクションスポーツ競技者ならびにアクションスポーツ団体に対して、アクションスポーツ全般を通じた青少年の健全育成活動及び文化・芸術・スポーツの振興を図る事業を行い、アクションスポーツを通して子供から大人まで気軽に集える場所や機会を創出し、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成23年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 技能検定の実施職種
  - (1) 1級及び2級

| 検 定 職 種   | 検 定 作 業                     |
|-----------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾   | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園       | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造       | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理 | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|           | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|           | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工   | 普 通 旋 盤 作 業                 |

|               |                               |
|---------------|-------------------------------|
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業               |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業         |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 平 面 研 削 盤 作 業         |
|               | 円 筒 研 削 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 円 筒 研 削 盤 作 業         |
|               | ホ ブ 盤 作 業                     |
|               | 数 値 制 御 ホ ブ 盤 作 業             |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業           |
|               | 精 密 器 具 製 作 作 業               |
| 放 電 加 工       | 数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 作 業     |
|               | ワ イ ヤ 放 電 加 工 作 業             |
| 金 属 プ レ ス 加 工 | 金 属 プ レ ス 作 業                 |
| 鉄 工           | 構 造 物 鉄 工 作 業                 |
| 建 築 板 金       | 内 外 装 板 金 作 業                 |
|               | ダ ク ト 板 金 作 業                 |
| 仕 上 げ         | 治 工 具 仕 上 げ 作 業               |
|               | 金 型 仕 上 げ 作 業                 |
|               | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| 切 削 工 具 研 削   | 工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業     |
| ダ イ カ ス ト     | コ ー ル ド チ ャ ン バ ダ イ カ ス ト 作 業 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| 電 気 機 器 組 立 て | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業       |

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 産 業 車 両 整 備     | 産 業 車 両 整 備 作 業               |
| 光 学 機 器 製 造     | 光 学 ガ ラ ス 研 磨 作 業             |
| 建 設 機 械 整 備     | 建 設 機 械 整 備 作 業               |
| 家 具 製 作         | 家 具 手 加 工 作 業                 |
|                 | い す 張 り 作 業                   |
| 建 具 製 作         | 木 製 建 具 手 加 工 作 業             |
|                 | 木 製 建 具 機 械 加 工 作 業           |
| 印 刷             | オ フ セ ッ ト 印 刷 作 業             |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 射 出 成 形 作 業                   |
| 石 材 施 工         | 石 張 り 作 業                     |
| と び             | と び 作 業                       |
| 左 官             | 左 官 作 業                       |
| タ イ ル 張 り       | タ イ ル 張 り 作 業                 |
| 畳 製 作           | 畳 製 作 作 業                     |
| 防 水 施 工         | ウ レ タ ン ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業 |
|                 | ア ク リ ル ゴ ム 系 塗 膜 防 水 工 事 作 業 |
|                 | シ ー リ ン グ 防 水 工 事 作 業         |
|                 | F R P 防 水 工 事 作 業             |
| 内 装 仕 上 げ 施 工   | プ ラ ス チ ッ ク 系 床 仕 上 げ 工 事 作 業 |
|                 | 鋼 製 下 地 工 事 作 業               |
|                 | ボ ー ド 仕 上 げ 工 事 作 業           |
| 熱 絶 縁 施 工       | 保 温 保 冷 工 事 作 業               |
| サ ッ シ 施 工       | ビ ル 用 サ ッ シ 施 工 作 業           |
| 表 装             | 壁 装 作 業                       |

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| 塗 装           | 建 築 塗 装 作 業               |
|               | 金 属 塗 装 作 業               |
| 広 告 美 術 仕 上 げ | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業 |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業           |

## (2) 3級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                     |
|---------------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                 |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業         |
| 仕 上 げ         | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業           |
| 機 械 保 全       | 機 械 系 保 全 作 業               |
|               | 電 気 系 保 全 作 業               |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業           |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業             |

## (3) 単一等級

| 検 定 職 種     | 検 定 作 業                           |
|-------------|-----------------------------------|
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業 |
|             | 加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業 |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                         | 場 所                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成23年6月6日（月）から同年9月11日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                           | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成23年7月24日（日）<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾                                                 |                    |
|         | 平成23年8月21日（日）<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理          |                    |
|         | 平成23年8月28日（日）<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ                 |                    |
|         | 平成23年9月4日（日）<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工 |                    |

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成23年4月11日（月）から同月20日（水）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課（電話023(630)2389）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成23年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 技能検定の実施職種

## (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金作業に限る。）、工場板金（機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転



電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。)、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。)、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、生活環境部危機管理・くらし安心局雇用対策課（電話023(630)2389）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年7月1日まで縦覧に供する。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ山形北店

山形市穂積75番の1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマコン 山形市穂積75番の1

代表取締役 佐藤隆彦

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

代表取締役 似鳥昭雄

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年10月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,155平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 120台
- (2) 駐輪場の収容台数 16台
- (3) 荷さばき施設の面積 108平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 51.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前10時
  - ロ 閉店時刻 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
3か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成23年2月7日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年7月1日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 区 分           |               | 日 時                                  | 場 所                           |
|---------------|---------------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 二 建 築 士 級 試 験 | 学 科 の 試 験     | 平成23年 7 月 3 日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|               | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成23年 9 月11日（日）<br>午前11時30分から午後4時まで  | 同 上                           |
| 木 建 築 士 級 試 験 | 学 科 の 試 験     | 平成23年 7 月24日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで  | 同 上                           |
|               | 設 計 製 図 の 試 験 | 平成23年10月9日（日）<br>午前11時30分から午後4時まで    | 同 上                           |

2 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人

情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申込みすることができる。その場合は、平成23年4月1日（金）午前10時から同月7日（木）午後4時までの間にセンターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）において、必要な事項を入力して申込みこと。

(2) 書面による受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申込みこと。

| 受 付 期 間                                          | 場 所                                     |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 平成23年4月11日（月）から同月15日（金）まで<br>（各日とも午前10時から午後4時まで） | 山形市城北町一丁目12番26号<br>社団法人山形県建築士会          |
| 平成23年4月11日（月）及び同月12日（火）<br>（各日とも午前10時から午後4時まで）   | 東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8<br>出羽商工会三川支所内の受付場所 |

3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話023(630)2643）又は社団法人山形県建築士会（電話023(643)4568）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、更新時講習用教本の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）  
(2) 日 時 平成23年3月22日（火）午前10時00分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 更新時講習用教本（交通の教則等に関するもの） 148,078冊  
(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 契約期間及び納入方法 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。  
(4) 納入場所 天童市大字高掬1300番 山形県警察本部交通部運転免許課  
(5) 入札方法 1冊当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。  
(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高掬1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成23年3月10日（木）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (6) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、更新時講習用教本の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成23年3月22日（火）午前10時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量

|                           |          |
|---------------------------|----------|
| イ 更新時講習用教本（交通のマナーに関するもの）  | 148,078冊 |
| ロ 更新時講習用教本（運転適性診断等に関するもの） | 73,284冊  |
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 天童市大字高掬1300番 山形県警察本部交通部運転免許課
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロごとの1冊当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務又は同等の業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高掬1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様に

- 適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成23年3月10日（木）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、運転免許関係書類等運送業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日 時 平成23年3月22日（火）午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び予定数量

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| イ 運転免許関係書類等運送業務（運転免許関係書類） | 4,144個 |
| ロ 運転免許関係書類等運送業務（アルミ製通送箱）  | 1,872個 |
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 入札方法 (1)のイ及びロの1個当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。
- (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成23年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高掬1300番 山形県警察本部交通部運転免許課 電話番号023(655)2150

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成23年3月11日（金）午



後4時まで山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県総合交通安全センター庁舎清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成23年3月22日（火） 午前11時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総合交通安全センター庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の山形県知事の登録を受けていること。
- (7) 5,000㎡以上の建築物において、過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成23年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高揃1300番（山形県総合交通安全センター） 山形県警察本部交通部運転免許課  
電話番号023(655)2150

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成23年3月10日（木）午後3時まで山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約

- 解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県総合交通安全センター機械設備保守点検業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成23年3月22日（火） 午後1時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総合交通安全センター機械設備保守点検業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登録されていること。
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 5,000㎡以上の建築物において、過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成23年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高籾1300番（山形県総合交通安全センター） 山形県警察本部交通部運転免許課  
電話番号023(655)2150

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成23年3月10日（木）午後3時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県総合交通安全センター敷地管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成23年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成23年3月22日（火） 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総合交通安全センター敷地管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登載されていること。
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高楯1300番（山形県総合交通安全センター） 山形県警察本部交通部運転免許課  
電話番号023(655)2150

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成23年3月11日（金）午後3時までに山形県警察本部交通部運転免許課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。